

事業報告

I 事業概要

財団法人大津市公園緑地協会は、平成5年に民法に基づく財団法人として発足し、市政の一翼を担う監理団体として公園等の運営に携わってきました。

さらに、都市緑化の推進、公共施設の管理運営等を行うことにより、市民生活にゆとりと安らぎをもたらし、もって快適な住みよい環境の創造を理念に掲げて「大津湖岸なぎさ公園や皇子山総合運動公園等17の都市公園」と「柳が崎湖畔公園」の指定管理事業及び緑化啓発・普及等を推進する公益事業、街区公園等小規模公園などの受託事業に取り組んできました。

また、平成20年に公益法人制度改革関連三法が施行され、公益財団法人への移行を選択し、認定に向け必要な取り組みを行ってきました。

(1) 指定管理事業

指定管理事業については、2期目（平成21年度から25年度）の指定管理者として、都市公園・施設等の健全な管理運営を進めるとともに、これまで積み上げた管理ノウハウを活かしてより一層の管理水準の向上を図ってきました。

また、自主事業として、園芸教室、文化教室及びスポーツ教室など多彩に展開し、市民ニーズに応えながら積極的に事業展開を図り、指定管理者事業計画の執行に努めてきました。

(2) 公益事業

公益事業については、大津市と共催している「大津湖岸なぎさ公園」及び「一里山公園緑のふれあいセンター」において「花フェスタ」や「花と音楽フェスタ」を開催し、今年度は「和邇公園」でも小野妹子まつりとコラボレーションで「花フェスタ」を開催しました。

一方、平成19年度から実施している「ハートフルガーデナー養成講座」は、好評で第6期まで終了し、花や庭木づくりの専門的知識を学んでもらい、修了生は地域の緑化リーダーとしての芽が育っています。

特に、平成22年度初めての試みとして、花や緑を立体的に組み合わせモザイク状・幾何学状に配置し「おおつ光くん」のモザイカルチャーを製作し、各イベントに参加するとともに、それぞれの事業において、緑化啓発及び普及の推進を図ってきました。

(3) 受託事業

受託事業については、街区公園等小規模の都市公園、街路樹を指定管理事業の都市公園と同様に安全・安心を第一に考え、特に公園では遊具等の施設の安全点検を強化し、市民が利用しやすい環境を提供し、憩いの空間づくりに努めてきました。

(4) 新公益法人制度

新公益法人移行申請に伴う「定款等の制定」、「評議員・理事・監事の選任」、「新会計基準及び新会計区分」を理事会で承認を得て、滋賀県知事あてに申請をしました。